

指定管理者制度における「賃金スライド制度」の概要

— 令和7年6月 松本市 —

本書は、松本市が導入する「賃金スライド制度」の基本的事項を示したものです。各指定管理施設の状況等に応じ制度の運用等が異なる場合があります。各指定管理施設における運用状況については本書末尾に記載の問合せ先にお問い合わせください。

1 制度導入の背景と目的

近年、長野県の最低賃金の上昇傾向が続いています。契約期間が複数年にわたる指定管理者制度においては、指定管理者の人件費の増加による経営の圧迫や、民間事業者の賃金と差ができることにより人材確保が難しくなることが想定されます。

このような状況から、指定管理制度を導入している市の施設において、公共サービスを安定的に提供するため、市が指定管理者に支払う指定管理料に、賃金水準の変動を反映する「賃金スライド制度」を導入します。

2 制度の対象と導入時期

原則として、指定管理者制度を導入している全ての施設を対象に、令和8年度から制度を導入します。

3 制度の仕組み

指定管理期間中、毎年度、市が賃金水準の変動を反映した「賃金スライド額」を算出し、当年度の指定管理料を増額または減額します。

算出は、市が指定管理者の募集時に算定した人件費査定額や、民間準拠を基本とした人事院給与改定勧告等を反映した本市職員の人件費の変動率を用いて行います。

なお、リスク分担の観点から一定の賃金水準の変動は指定管理者のリスクとし、それ以上の変動が見られた場合に増減を行います。

▶ 算出方法については2ページをご覧ください

4 制度の対象者

指定管理者から直接雇用され、直接業務に従事する職員を対象とします。対象者には、指定管理者からの再委託先の職員や別途本社に勤務する職員は含みません。

制度の詳細については3ページ以降のFAQをご覧ください

「賃金スライド額」の算出方法について

①指定管理料のうち対象人件費に、②賃金水準の変動率を乗じて、年度ごとの見直し額を算出し、③指定管理者負担額以上の変動分を賃金スライド額とします。

①指定管理料の対象人件費

指定期間1年目は、市が指定管理者の募集時に当該施設の指定管理料の上限額を算定した際に用いた人件費査定額とします。指定期間2年目以降は、前年の対象人件費に増減を反映した額（見直し額）とします。

②賃金水準の変動率

民間準拠を基本とした人事院給与改定勧告等を反映した本市職員の人件費（指定管理料の積算の基準としている人件費単価）の変動率（前年比）とします。

③指定管理者負担額

リスク分担の観点から一定の賃金水準は指定管理者のリスクとします。負担額は指定期間を通して市が指定管理者の募集時に当該施設の指定管理料の上限額を算定した際に用いた人件費査定額（指定期間1年目の対象人件費）の±1%とします。

※算出イメージ（人件費変動率が上昇傾向にある場合）

指定管理期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
対象人件費 (1年目：人件費査定額、2年目以降：前年の①)	10,000,000	10,050,000	10,100,250	10,150,751	10,201,504
人件費変動率 (本市職員の人件費変動率。小数点第三位で四捨五入)	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%
見直し額 ① (対象人件費+対象人件費×人件費変動率)	10,050,000	10,100,250	10,150,751	10,201,504	10,252,511
指定管理者負担額 ② (人件費査定額+人件費査定額×1%)	10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000	10,100,000
差し引き額 (①-②)	▲ 50,000	250	50,751	101,504	152,511
賃金スライド額 (消費税および地方消費税の額含む。)	0	275	55,826	111,654	167,762

※算出イメージ（人件費変動率が下降傾向にある場合）

指定管理期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
対象人件費 (1年目：人件費査定額、2年目以降：前年の①)	10,000,000	9,950,000	9,900,250	9,850,748	9,801,494
人件費変動率 (本市職員の人件費変動率。小数点第三位で四捨五入)	-0.50%	-0.50%	-0.50%	-0.50%	-0.50%
見直し額 ① (対象人件費+対象人件費×人件費変動率)	9,950,000	9,900,250	9,850,748	9,801,494	9,752,486
指定管理者負担額 ② (人件費査定額+人件費査定額×-1%)	9,900,000	9,900,000	9,900,000	9,900,000	9,900,000
差し引き額 (①-②)	50,000	250	▲ 49,252	▲ 98,506	▲ 147,514
賃金スライド額 (消費税および地方消費税の額含む。)	0	0	▲ 54,177	▲ 108,356	▲ 162,265

制度の詳細については3ページ以降のFAQをご覧ください

FAQ【制度の導入について】

● Q1. 制度導入の背景と目的を詳しく教えてください。

近年、長野県の最低賃金の上昇傾向が続いていることから、契約期間が複数年にわたる指定管理者制度においては、指定管理者の人件費の増加による経営圧迫や民間事業者との賃金差による人材確保の困難化が想定され、指定管理者への応募意欲の低下や指定管理施設で提供されるサービスの質の低下が懸念されます。

このような状況から、公共サービスの安定提供のための指定管理者の適正な履行確保と指定管理者の持続可能な健全経営を両立させるため、賃金水準の変動に対応する制度を導入します。

● Q2. 制度の導入に関わる検討経過を教えてください。

令和4年度からエネルギーコスト等の上昇に伴う指定管理料の変更を実施（対象経費：燃料費・電気料・ガス料、人件費、委託料）してきました（対象施設・対象経費は年度により異なります）。

賃金水準の上昇傾向を受け、人件費に関して制度導入を検討し、令和7年2月10日に開催した令和6年度第5回指定管理者制度導入等庁内検討委員会において賃金スライド制度の導入について協議、令和7年4月21日に開催した令和7年度第1回指定管理者制度導入等庁内検討委員会において賃金スライド制度の導入時期について協議し、了承されました。

指定管理者制度庁内検討委員会における協議・了承の結果を踏まえた制度案について、令和7年5月7日開催の第3回定例庁議、令和7年5月23日開催の松本市議会総務委員協議会において協議、了承されました。

● Q3. 制度の対象施設・導入時期について詳しく教えてください。

(1) 対象施設について

原則として、委託料方式や利用料金制などの指定管理方式にかかわらず、指定管理者制度を導入している全ての施設を対象とします。

利用料金制の施設であって、指定管理料の支払がない施設（独立採算で運営している施設）についても、賃金水準の上昇による運営コストの圧迫等の懸念から、制度導入の趣旨により、制度を導入します。

(2) 導入時期について

令和7年度に指定管理者の選定審議を行う施設（令和8年度更新施設）については、募集要項等に制度導入を明記し、申請を受け付けます（特命施設についても、制度導入を前提とし、申請を受け付けます）。

その他の施設については、指定管理者と協議を行い、協議が整った施設については、令和8年度から制度を導入します。協議が整わない施設については、協議を継続するとともに、次期指定管理者更新時に導入します。

FAQ【算出の方法について】

● Q4. 算出に用いる賃金水準の変動率について詳しく教えてください。

算出に用いる賃金水準の変動率は、民間準拠を基本とした人事院給与改定勧告等を反映した本市職員の人件費（指定管理料の積算の基準としている人件費単価）の変動率（前年比）とします。

具体的には、以下の本市職員の職階に制度対象者を分類し、当該制度対象者の対象人件費に当該制度対象者が分類された職階の人件費単価の前年比を乗じて見直し額を算出します。

- 1 正規職員 大規模施設の長（課長相当）
- 2 正規職員 小規模施設の長（係長相当）
- 3 正規職員 一般職（主任相当）
- 4 正規職員 一般職（主事相当）
- 5 会計年度任用職員Ⅰ類・Ⅱ類 一般事務に従事する職員
- 6 会計年度任用職員Ⅰ類・Ⅱ類 専門的な知識、経験をもとに事務を処理する職務及び現場作業、施設管理に従事する職員
- 7 会計年度任用職員Ⅲ類 会館管理及び施設管理の補助業務に従事する職員（Ⅲ－Ⅰ類）
- 8 会計年度任用職員Ⅲ類 一般事務職員の補助業務に従事する職員（Ⅲ－Ⅱ類）
- 9 会計年度任用職員Ⅳ類 一般事務職員の補助業務に従事する職員
- 10 会計年度任用職員Ⅳ類 会館管理及び施設管理の補助業務に従事する職員

制度対象者の本市職員の職階への分類は、市の施設所管課が、指定管理料積算時の分類や指定管理者から聞き取った状況等を踏まえ財政課と協議をしながら決定します。

● Q 5. 分類ごとの見直し額の算出イメージを示してください。

当該施設が、Q 4における2～3に分類される3名で運営している場合の算出イメージは以下のとおりです。

区分	対象人件費 【ア】	人件費変動率	見直し額 (区分ごと)	見直し額 (合計) 【イ】	指定管理者 負担額1% (ア合計×1.01) 【ウ】	差し引き額 【イーウ】	賃金スライド額 (税込)
②	300,000	3.00%	309,000	674,500	656,500	18,000	19,800
③	200,000	4.00%	208,000				
④	150,000	5.00%	157,500				

● Q 6. 算出に用いる賃金水準の変動率の過去5年間の実績を教えてください。

算出に用いる賃金水準の変動率の過去5年間の実績は以下のとおりです。

①正規職員(年額)	R2	R3	R4	R5	R6
従事者数20人以上の施設の長(課長相当)	9,106,000	9,126,000	9,078,000	9,061,000	9,260,000
変動率(%)	0.22	0.22	-0.53	-0.19	2.20
従事者が20人未満の施設の長(係長相当)	7,732,000	7,711,000	7,739,000	7,700,000	7,889,000
変動率(%)	0.86	-0.27	0.36	-0.50	2.45
比較的高度な知識経験を必要とする業務を行う者(主任相当)	5,112,000	5,066,000	5,166,000	5,268,000	5,585,000
変動率(%)	0.02	-0.90	1.97	1.97	6.02
一般的な業務を行う者(主事相当)	3,887,000	3,857,000	3,984,000	4,152,000	4,602,000
変動率(%)	0.26	-0.77	3.29	4.22	10.84
②会計年度1,2類(年額)	R2	R3	R4	R5	R6
一般事務に従事する職員	2,979,000	2,979,000	3,071,000	3,316,000	3,689,000
変動率(%)	-0.33	0.00	3.09	7.98	11.25
専門的な知識、経験をもとに事務を処理する職務及び現場作業、施設管理に従事する職員	3,087,000	3,084,000	3,178,000	3,426,000	3,846,000
変動率(%)	-0.26	-0.10	3.05	7.80	12.26
③会計年度3類(年額)	R2	R3	R4	R5	R6
一般事務職員の補助業務に従事する職員	2,105,000	2,092,000	2,222,000	2,783,000	3,086,000
変動率(%)	6.15	-0.62	6.21	25.25	10.89
会館管理及び施設管理の補助業務に従事する職員	2,081,000	2,068,000	2,348,000	2,937,000	3,251,000
変動率(%)	6.07	-0.62	13.54	25.09	10.69
④会計年度4類(時間単価)	R2	R3	R4	R5	R6
一般事務職員の補助業務に従事する職員	896	896	921	994	1,126
変動率(%)	0.00	0.00	2.79	7.93	13.28
会館管理及び施設管理の補助業務に従事する職員	910	910	935	1,008	1,140
変動率(%)	0.00	0.00	2.75	7.81	13.10

- Q 7. 市における賃金スライド額の算出の時期・流れについて教えてください。

まず施設所管課において指定管理期間1年目に制度対象者の本市職員の職階への分類を年度上半期を目途に実施します。その後、行政管理課において毎年度人件費変動率を算出し施設所管課に通知します。施設所管課において、先に実施した分類と通知された人件費変動率を用いて賃金スライド額を算出し、指定管理者に通知をします。通知は、毎年度11月頃を見込んでいます。

- Q 8. 指定管理期間の途中で賃金スライド制度を導入する場合、賃金スライド制度導入までの指定管理期間における人件費変動率は反映されますか。

指定管理料の対象人件費において反映されます。但し、賃金スライド制度導入までの指定管理期間における賃金スライド額を遡って支払うことはありません。

▶ FAQ【指定管理料への反映について】

- Q 9. 指定管理料の反映の流れについて教えてください。

当年度の人件費変動率を用いて算出した賃金スライド額は市議会のでした承を得たうえで当年度の指定管理料に反映します。具体的には、市議会2月定例会で了承を得たうえで、年度協定書の変更協定書を締結し、変更後の指定管理料を支払います。

令和8年度から制度を導入している施設については、最初の反映は令和8年度からとなります。

- Q 10. 指定管理料の支払いのない利用料金制独立採算方式の施設の場合は、どのように指定管理料に反映しますか。

指定管理料の支払いのない利用料金制独立採算方式の施設の場合、指定管理料増額時には増額分を指定管理料として支払い、減額時は減額の方法（既存の納付金に勘案する、新たに納付金として納付する等）について指定管理者と協議のうえ減額を反映します。

- Q 11. 指定管理料への反映は申出制（任意）ですか。

制度の導入については、原則として全ての施設を対象とし、今後募集を行う施設については制度導入を前提として募集します。制度を導入する令和8年度時点で指定管理期間中の施設については協議をし、協議が整った施設について制度を導入します。

制度導入後は、基本協定書において制度について規定し、指定管理料への反映は申出制（任意）ではありません。なお、利用料金制独立採算方式の施設については、その反映の方法についてのみ協議を実施します。

- Q 12. 指定管理料への反映後、賃金スライド額の使途に制約はありますか。

増減反映後の増額分については、制度の趣旨を踏まえ、対象となる職員の人件費に充てるものとします。なお、職員への支払時期、方法等実務上の取扱いについては、指定管理者の裁量によるものとします。ただし、人件費への充当が確認できない場合、改善指導の対象となる場合があります。

【指定管理者制度における「賃金スライド制度」に関するお問い合わせ先】

- (1) 指定管理者の方・指定管理の申請を検討されている方
当該施設の所管課にお問い合わせください。
施設所管課一覧 <https://www.city.matsumoto.nagano.jp/uploaded/attachment/112511.pdf>
各課問い合わせ先 <https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/>
- (2) その他、制度に関するお問い合わせ
本書掲載ページの下部に記載のある「このページに関するお問い合わせ先（総務部行政管理課 総務・行革担当）」にお問い合わせください。